

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成28年
9月30日
(金曜日)

目次

- 規則
宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課).....一
- 告示
山口県収入証紙の売りさばき人の指定の取消し(会計課).....一
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....二
- 公告
平成二十八年年度砂利採取業務主任者試験の実施(商政課).....二
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....三
土地改良区役員届出(農村整備課).....三
- 選管告示
政治団体の名称等.....四
政治団体の異動事項.....五
解散等に係る政治団体の名称等.....七
資金管理団体の名称等.....七
資金管理団体の異動事項.....七
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等.....八
- 雑報
県報の正誤(平成二十四年九月十八日山口県公告(四五〇)).....八

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十八年九月三十日

山口県規則第六十号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則(昭和四十年山口県規則第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の証明書」を「(法第十八条第二項(法第二十三条において準用する場合を含む。))及び法第二十条第三項において準用する場合を含む。)(法第六十条第二項(法第二十条第三項において準用する場合を含む。))の規定による身分を示す証明書」に改める。

別記第一号様式中「第4条第1項、第5条第1項又は第18条第1項」を「第4条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。)、第5条第1項(同法第20条第3項において準用する場合を含む。))又は第18条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第百三十三号

山口県収入証紙取扱規則(昭和三十九年山口県規則第六十号)第八条第一項第四号の規定に基づき、次のとおり山口県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消した。

平成二十八年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

売りさばき人	氏名又は名称	指定の取消しの際現に証紙を売りさばいていた売りさばき所	所在地	売りさばき人の指定取消年月日
住 所	一般財団法人山口県国際総合センター	一般財団法人山口県国際総合センター	下関市豊前田町三丁目三番一号	平成二八、九、三〇

山口県告示第三百四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

一般財団法人山口県国際総合センター	下関市豊前田町三丁目三番一号	一般財団法人山口県国際総合センター	豊前田町三丁目三番一号	平成八、三
宇部市役所	宇部市常盤町一丁目七番一号	宇部市常盤町一丁目七番一号	昭和四〇、一	

る。に改め



(三九八) 平成二十八年砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

平成二十八年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
平成二十八年十一月十一日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号
山口県庁商工労働部一号会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

平成二十八年十月十七日(月曜日)から同月三十一日(月曜日)まで(郵送の場合は、十月三十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書等の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一)
山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円

四部以上六部以下	二百五十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	四百円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三三五五)にすること。

(三九九) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十八年九月三十日から平成二十九年一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 万惣下松店

所在地 下松市清瀬町二丁目一五〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社万惣 住 所 代表者の氏名

株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社万惣 広島市佐伯区石内上一丁目八番一号 山本 誠

株式会社万惣

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年五月十三日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、七一五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一一九台

(二) 駐車場の収容台数

二四台

(三) 荷さばき施設の面積

三六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

開店時刻

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時四十五分から午後九時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十八年九月十二日

(四〇〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十八年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名 理事の別 氏名 住 所

下関市豊浦町土地改良区 理事 安田 正人 下関市豊浦町大字室津上三四六

森村 和明 大字室津下八五一

新田 幸久 大字涌田後地七〇五

西山 好和 大字吉永五三一

退任した役員	理事の別	氏名	住	所
〃	監事	増田 忠男	〃	大字黒井五〇四
〃	〃	上野 捷宣	〃	大字厚母郷五七二
〃	〃	栢多 英治	〃	大字川棚二八四
〃	〃	藤村 忠海	〃	〃 七二二五の三
〃	〃	小田 紘幸	〃	〃 六六六三
〃	〃	戸島 通裕	〃	〃 四三九七
〃	〃	藤本 久雄	〃	大字小串四八七の二
〃	〃	池田 速夫	〃	大字宇賀六五三三
〃	〃	中村 徳雄	〃	〃 五八二四
〃	〃	福永 晋	〃	大字室津上四八三
〃	〃	中務 秀平	〃	大字涌田後地六八三
〃	〃	矢田部和男	〃	大字川棚四四二八
〃	〃	藤本 正三	〃	大字宇賀六一五九
〃	理事	藤本 久雄	〃	大字小串四八七の二
〃	〃	庄原 幹男	〃	大字室津上一八七の二
〃	〃	森村 和明	〃	大字室津下八五一
〃	〃	新田 幸久	〃	大字涌田後地七〇五
〃	〃	門杉 孝敏	〃	大字吉永一八七
〃	〃	増田 忠男	〃	大字黒井五〇四
〃	〃	森中 競	〃	大字川棚六六六〇
〃	〃	池田 六郎	〃	〃 四七五七
〃	〃	金子 完治	〃	〃 二四七〇
〃	〃	戸島 通裕	〃	〃 四三九七
〃	〃	繁岡 明平	〃	大字宇賀七七五五
〃	〃	高木 節生	〃	〃 四〇四八
〃	〃	藤本 正三	〃	〃 六一五九
〃	〃	福永 晋	〃	大字室津上四八三
〃	〃	梶山 信幸	〃	大字黒井一三五〇の一
〃	〃	矢田部和男	〃	大字川棚四四二八



山口県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年九月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	届出日(年月日)
	氏名	公職の種類			氏名	公職の種類		
山口県選挙管理委員会	中村正昭	委員長	中村正昭	山口県選挙管理委員会	中村正昭	委員長	〃	平成28、4、11
山口県選挙管理委員会	中村正昭	委員長	中村正昭	山口県選挙管理委員会	中村正昭	委員長	〃	平成28、4、11

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出日(年月日)
あやぎ美佳後援会	綾城 美佳	綾城 美佳	長門市深川湯本/255の6	〃	平成28、8、10
石田たくなり後援会	石田 卓成	平田 良	防府市大字上右田/068の5	〃	5、12
伊藤みのる応援団	伊藤 貴	能見 敏郎	山陽小野田市大字厚狭/202の36	〃	4、8
植野伸一後援会	植野 伸一	中村 守	山口市吉敷赤田/丁田16番7号	〃	6、1
梅津敏英後援会	梅津 聖子	河内 良治	光市大字室積村/629	〃	8、10
えなみひろこ後援会	榎並 宏子	水本美智子	〃 中央5丁目2番1号	〃	〃 24

河村たかし後援会	河村 孝	河村 直美	防府市大字植松/831の3	7、28
こうけつ厚後援会	西嶋 裕作	小田村克彦	山口市旭通り/丁目10番2号	4、1
清水ちかし後援会	大石 満義	横山 正司	防府市華城中央/丁目16番41号	8、2
税理士による江島潔後援会	藤中 秀幸	坂井 孝義	岩国市周東町下久原411の4	6、10
曾我好則後援会	曾我 好則	曾我 洋子	防府市大字新田604の5	7
田辺学後援会	四浦順一郎	四浦順一郎	光市浅上5丁目13番5号	7、27
長門市を元気にする会	綾城 美佳	綾城 美佳	長門市深川湯本/255の6	8、10
中林堅造後援会	田中 信治	中林 正造	防府市戎町/丁目10番10号	6、2
中村ふみこ後援会	神庭 哲郎	中村 修志	周南市西松原4丁目2番29号	4、13
新原良夫後援会	新原 良夫	新原 聡子	大島郡周防大島町大字東安下庄/0900の4	7、28
林勲後援会	林 勲	上田 清侍	防府市新田/丁目10番16号	5、17
藤本淳孝後援会	今元 直寛	小川 英夫	大島郡周防大島町大字東屋代9144	7、21
藤本尚志後援会	藤本 尚志	藤本 尚志	防府市大字牟礼538の2	1
山口県俊光会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊/丁目6番11号	4、15
わせたまゆみ後援会	小池 徹	相浦 懐治	光市和田町9番10号	8、22

山口県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による冊子があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年九月三十日

山口県選挙管理委員会 中 村 正 昭

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党田万川支部	橋本 忠男	代表者	橋本 忠男	水津 一之	平成28、 4、
		会計責任者	美原 喜大	井上 康	
		事務所	萩市大字上小川東542/ 萩市大字中小川69201	萩市大字中小川69201	
自由民主党豊浦支部	高瀬 利也	代表者	高瀬 利也	戸澤 昭夫	6、18
		事務所	下関市豊浦町大字川棚5315の1	下関市豊浦町大字字貫7447の1	
		代表者	谷川 雅之	村田 哲雄	
自由民主党長門支部	谷川 雅之	代表者	鮎川 建司	〃	5、13
		事務所	長門市深川湯本1912	長門市東深川34601	
		代表者	原田 茂	河村 淳	
自由民主党美東支部	原田 茂	代表者	美祿市美東町綾木2057	美祿市美東町長田801	29
		事務所	貝 政司	西村 幸博	
		代表者	巻郷 哲夫	松田 昌廣	
自由民主党美和支部	貝 政司	代表者	岩国市美和町北中山28130の1	岩国市美和町岩前631	平成27、 12、20
		事務所	中原 靖明	若松 輝明	
		代表者	西村 正広	年光 芳信	
自由民主党薬師支部	中原 靖明	代表者	西村 正広	若松 輝明	平成28、 6、18
		代表者	末富 喜昭	小林 繁	
		代表者	園田 匡克	板井 均	
自由民主党山口県自動車販売支部	園田 匡克	代表者	〃	〃	6、16
		代表者	〃	〃	
		代表者	森橋 律夫	田上 秀雄	
自由民主党山口県タクシー支部	森橋 律夫	代表者	〃	〃	15
		代表者	〃	〃	
		代表者	〃	〃	

自由民主党山口県宅建支部	上原 祥典	代表者	上原 祥典	五郎丸孝士	〃
自由民主党山口県電気通信支部	信本さち子	〃	西田 淳	山根 一夫	〃 4、1
自由民主党山口県道路安全施設協会支部	辻村 真樹	代表者	辻村 真樹	辻村 義光	〃
		会計責任者	〃	〃	〃
自由民主党山口県山口市第三支部	俵田 祐児	事務所	山口市銭湯小路22の1	山口市下堅小路25	〃 7、〃
民進党山口県総支部連合会	西嶋 裕作	名称	民進党山口県総支部連合会	民進党山口県支部連合会	〃 4、4
民進党山口県第1区総支部	〃	〃	民進党山口県第1区総支部	民進党山口県第1区総支部	〃 6、1
民進党山口県第3区総支部	〃	〃	民進党山口県第3区総支部	民進党山口県第3区総支部	〃
民進党山口県第2区総支部	〃	名称	民進党山口県第2区総支部	民進党山口県第2区総支部	〃
民進党山口県第4区総支部	〃	〃	民進党山口県第4区総支部	民進党山口県第4区総支部	〃
石田たくなり後援会	石田 卓成	会計責任者	原 好彦	平田 良	〃 7、11
		事務所	防府市大字上石田329の2	防府市大字上石田1068の5	〃
岩田淳司後援会	岡本 修二	〃	周南市大字久米1120の4	周南市大字久米218の3	〃 6、1
尾崎隆則後援会	森永 三男	代表者	森永 三男	花崎 学	〃
		会計責任者	神田 末夫	森永 三男	〃
唐津正一後援会	村上 和正	代表者	村上 和正	中村 栄	〃 4、10
かんだ義満後援会	清水 禮伸	事務所	防府市宮市町10番48号	防府市宮市町10番52号	平成27、12、
木村健一朗後援会	赤星登志大	〃	周南市清水町7番47号	周南市周陽丁目14番8号	平成28、27、

国井益雄後援会	国井 益雄	〃	下松市西柳2丁目3番4号	下松市栄町2丁目1番14号	〃 5、1
さいとう真治後援会	斉藤 真治	会計責任者	讚岐 恭子	川上 恵未	〃 7
笹井たく後援会	松本 英吉	代表者	松本 英吉	笹井清二郎	〃 4、〃
		〃	権藤 和幸	平田 稔	〃 6、17
税理士による河村建夫後援会	権藤 和幸	事務所	宇部市山門3丁目4番23号	宇部市大字妻崎開作287の4	〃 3、25
青龍会	高杉 敏也	代表者	高杉 敏也	藤川 正雄	〃 27
田中健次後援会	山本 満男	〃	山本 満男	牛見 信夫	〃 5、15
	岩本 武久	〃	岩本 武久	山本 満男	〃 7、1
俵田祐児後援会	俵田 祐児	事務所	山口市銭湯小路22の1	山口市三宮高路22の1	〃 18
西本篤史後援会	田中 章	代表者	田中 章	内田 勝巳	〃 4、1
南野信郎後援会	南野銀次郎	〃	南野銀次郎	松本 政治	〃 7、9
		会計責任者	南野 裕子	山崎 信彰	〃 4、1
平岡秀夫後援会 (秀友会)	平岡 秀夫	事務所	岩国市櫛町2丁目1番41号	岩国市重町4号	〃 5、23
福田良彦後援会	河村偉真雄	代表者	河村偉真雄	竹中 正之	〃 4、1
三菱下船支部政治活動委員三会	森 泰博	〃	森 泰博	米澤 至彦	〃 6、16
むすびの会	岡村 精二	会計責任者	加藤 道子	村田 義三	〃 4、1
山口県医師連盟	河村 康明	代表者	河村 康明	小田 悦郎	〃 4、1
		会計責任者	林 弘人	河村 康明	〃 4、1
山口県社会保険労務士政治連盟	桑原 望	〃	大神 尚子	末岡 敏明	〃 6、〃
山口県商工政治連盟	藤村 利夫	〃	賀屋 哲也	西村 克己	〃 6、〃

俣田 祐児	祐希会	事 務 所	山口市鏡湯小路22の1	山口市下堅小路25	平成28、 7、 7、
-------	-----	-------	-------------	-----------	-------------------

山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年九月三十日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備考 (資金管理団体でな くならなかつた年月日)
神田 義博	よしみつを支える会	平成28、3、31
長谷川和美	長谷川かずみ後援会	〃 7、1
吉平 龍司	吉平龍司後援会	〃 6、20



正 誤

平成二十四年九月十八日山口県公告（四五〇）（土地改良区役員の届出）

ページ	段	箇所	誤	正
六	下	中一の表	戸島通裕	戸島通裕
〃	〃	〃	大字室津下四八三	〃
〃	〃	中二の表	戸島通裕	戸島通裕
〃	〃	〃	大字室津上四八三	〃